

静労発雇均 0921 第 1 号
平成 30 年 9 月 21 日

一般社団法人 静岡県経営者協会 御中

静岡労働局長



「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」の一部改正に係る協力要請について

日頃より静岡労働局の行政運営につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月6日公布にされました「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に係る「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」の一部改正により、第2条第4項において「事業主の責務として、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない」ことが衆議院における修正で規定されました。

中小企業・小規模事業者において「働き方改革」を進めていくためには、人手不足への対応や生産性の向上、取引条件の改善等を同時に進めていくことが必要となります。

中小企業・小規模事業者が取引先等（親会社となる大企業及び中小企業）からのしわ寄せを受けることなく、働き方改革にしっかりと取り組み、これを契機として魅力ある職場づくりや生産性向上に一步踏み出し、働き方改革が円滑に進むよう貴団体傘下の会員各位に対し周知をお願いいたします。